

行田市市民公益活動促進のための基本方針
実施計画

平成 2 1 年 2 月
行 田 市

は じ め に

今日の我が国を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化し、本市においても高齢者介護や環境保全、また地域における防犯対策、自主防災組織の必要性などといった新たな社会的課題や、個人の価値観、生活様式が多様化する中での様々な市民ニーズに、公平で均一な行政サービスを提供する市が、きめの細かい対応をすることは難しい状況になっています。

一方、物の豊かさから心の豊かさを求める方が増えてきており、福祉、環境、まちづくりなどの様々な分野において、既に多くの市民の方が自発的に市民公益活動に参加し、社会的課題の解決に取り組んでいます。

これからのまちづくりは、行政主導のまちづくりではなく、そうした市民公益活動を行う方々と協働で市民主導のまちづくりを進めていく必要があると考えています。

本市におきましては、平成19年3月に「行田市市民公益活動促進のための基本方針（以下、「基本方針」といいます。）」を定め、市民公益活動を促進・支援していくための各施策を推進することといたしました。

この実施計画は、「基本方針」で定めた、市民公益活動の促進に関する各施策を計画的に実施していくため、具体的推進の方法、目標年度について定めたものです。

実施計画の策定にあたっては、実態に基づいた効果の高い計画とするため、既に市内において市民公益活動を行っている団体の代表の方、学識経験を有する方などで組織する「市民公益活動促進のための基本方針実施計画原案策定検討委員会」から御提言いただきました「行田市市民公益活動促進のための基本方針実施計画原案」をもとに策定しました。

今後は、この実施計画に沿って市民公益活動に関する各施策を推進することにより、市内における市民公益活動がより活発となり、社会の多様化するニーズや社会的課題の解決の一助になるとともに、市民の方々が「生きがい」や「やりがい」を実感できる社会の実現を目指していきます。

平成21年2月 行田市長 工藤正司

目 次

1 市民公益活動の促進に関する各施策の推進	P . 1
(1)情報提供	P . 1
(2)相談窓口の整備	P . 2
(3)活動・学習の拠点づくり	P . 3
(4)活動機会の提供	P . 4
(5)ネットワークづくり	P . 5
(6)活動の助成	P . 5

用語の説明

【市民公益活動】

次の条件を満たす活動を市民公益活動とします。

- ア 市民による自主的な活動であること。
- イ 非営利であること。
- ウ 本市を基盤とした活動であること。
- エ 市民の利益や社会全般の利益を図る活動であること。
- オ 宗教や政治を目的とする活動ではないこと。
- カ 社会秩序を乱したり、市民生活に脅威を与える活動ではないこと。

(「行田市市民公益活動促進のための基本方針(平成19年3月策定)」より)

【市民公益活動団体】

次の条件を満たす団体を市民公益活動団体とします。

- ア 市民公益活動を行う団体であること。
- イ 事務所が市内にあること、又は活動が市内で行われていること。
- ウ 活動が継続的に行われている独立した組織であること。
- エ 規約等で組織や運営の方法が決まっていること。
- オ 暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

(「行田市市民公益活動促進のための基本方針(平成19年3月策定)」より)

【協働】

この実施計画では、市民公益活動団体と行政が、共通の目的を明確にして、お互いの特性や立場を理解し自立性を尊重しながら対等の立場で協力し合い、目的の達成を目指すこととします。

1 市民公益活動の促進に関する各施策の推進

(1) 情報提供

基本方針

市民公益活動へ参加の機会づくりとして、インターネットや掲示板など様々な広報媒体を通して、市民公益活動団体の事業案内や活動状況、ボランティア募集等の情報提供を行うシステムの整備を推進します。

【具体的推進の方法】

市が保有する既存の広報媒体（市報「ぎょうだ」、市ホームページ）を有効活用し、市民公益活動に関する様々な情報を積極的に発信していきます。

（平成21年度中に実施）

市民公益活動に関する情報の収集に努め、それらを一元的に管理し、これからボランティア活動や市民公益活動に参加したいと考えている市民が、容易に情報を得られるような環境づくりを進めます。

（平成21年度中に実施）

自治会や商工会議所、地元メディア（テレビ行田）などに、市民公益活動に関する情報提供（情報発信）について、協力を求めています。

（平成21年度中に実施）

市民公益活動に関するホームページの管理運営を、市民公益活動団体自身が行うことにより、行政のスリム化を図るとともに、多様なホームページの管理運営を検討します。

（平成23年度までに実施）

年度 事業内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市が保有する既存の 広報媒体の有効活用	→ ・市報及び市HPに市民公益活動に関する情報を掲載、発信		
情報の一元的管理	→ ・市民公益活動に関する情報の収集、発信		
自治会などへの情報 提供協力要請	→ ・自治会、商工会議所、テレビ行田への協力依頼		
市民公益活動に関する ホームページの管理 運営	→ ・管理委託方法の詳細等について調査研究	→ ・管理委託団体の選定	→ ・管理団体への委託

(2)相談窓口の整備

基本方針

「自分でも何かボランティアなどの活動ができないか」、「こんなボランティアをやりたい」など、市民公益活動に関心を持っている方の相談できる窓口等の整備を推進します。

【具体的推進の方法】

これから市民公益活動を始めようとする市民や既に市民公益活動を行っている団体からの相談に応じられる窓口を市役所内に整備します。

(平成21年度中に実施)

相談窓口に、ボランティアコーディネーターなどの専門性をもった職員を配置し、多様な相談に応じられるよう努めます。また、将来的には、市民公益活動団体が相談窓口の管理運営を行う方法を検討します。

(平成23年度までに実施)

年度 事業内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談窓口の整備	→ ・生活課内に相談窓口を整備		
専門職員の配置及び 窓口の管理運営	→ ・研修、講座の受講(職員)		
	→ ・管理委託方法の調査研究	→ ・管理委託団体の選定	→ ・管理団体への委託

(3)活動・学習の拠点づくり

基本方針

市民や市民公益活動団体の活動を促進するため、既存施設の有効利用を図るなど、市民等が自由に利用し、活動に必要な資材や器具などを備えたり、打合せや作業、学習の機会等のできる拠点づくりを推進します。

【具体的推進の方法】

市内の公共施設が市民公益活動団体の活動の場となるよう、また、その有する機能を有効活用できるよう検討します。

(平成21年度中に実施)

市内に空いている公共施設はないか情報収集を行い、市民公益活動団体が利用できる施設については、積極的に利用できるよう検討します。

(平成21年度中に実施)

市中心部にある既存の公共施設を有効活用し、市民公益活動に関する様々な情報を掲示し、誰もが気軽に市民公益活動に関する情報を発信、受信することができる拠点を整備します。

また、将来的には活動のコーディネート機能や相談窓口機能を併せ持った拠点となるよう調査研究していきます。

(平成23年度までに実施)

年度 事業内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
各公共施設の機能の有効活用について検討	→ ・各公共施設の機能の有効活用について検討		
空き公共施設(場所)の情報収集及び有効活用	→ ・空き公共施設の調査 ・有効活用について検討		
市中心部に市民公益活動に関する情報拠点を整備	→ ・情報掲示スペースの整備		
	→ ・コーディネート機能や相談窓口機能に関する調査研究		

(4)活動機会の提供

基本方針

市民や市民公益活動団体が新たな活動の機会を得られたり、やりがいや楽しさを実感できるよう市民公益活動関連の情報を提供するなど活動する機会の提供を進めます。また、市民公益活動団体が行うイベント等に対し、後援等を推進します。

【具体的推進の方法】

市民公益活動団体が活動の機会を平等に得られるよう、市民公益活動に関する情報を積極的に提供していきます。

(平成21年度中に実施)

市民公益活動団体と協働で市民公益活動のPRができる場(市民活動フォーラム、市民活動祭など)を開催します。

(平成22年度までに実施)

市民公益活動団体と協働のまちづくりを進めていくため、市民公益活動団体への協働事業提案の働きかけを積極的に行います。

(平成23年度までに実施)

市民公益活動団体が行うイベント等に対し、積極的に後援します。

(平成21年度中に実施)

年度 事業内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
活動機会の情報提供	→ ・団体への情報提供の方法等について検討、提供		
市民公益活動をPRできる場の開催	→ ・市民公益活動をPRできる場の検討	→ ・市民公益活動をPRできる場の開催	
協働事業提案	→ ・協働事業提案制度の調査研究	→ ・協働事業提案制度の策定	→ ・協働事業の実施
イベント等への後援	→ ・団体が行うイベント等に対する積極的な後援		

(5) ネットワークづくり

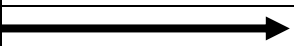
基本方針

それぞれの分野で活動している市民公益活動団体間等の情報交換や更なる公益活動の展開を促進するため、ネットワークづくりを推進します。

【具体的推進の方法】

市民公益活動団体同士が情報交換を行い、活動の相乗効果を生むためにも横のつながりは必要です。そのため、市民公益活動団体が定期的にその活動の状況報告ができる場や交流会を開催し、団体間のネットワークづくりを進めます。

(平成21年度中に実施)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業内容			
市民公益活動団体間の情報交換(交流会)の場の開催	 ・情報交換(交流会)の場の開催		

(6) 活動の助成

基本方針

市民公益活動の支援のため事業活動の助成等について、市民公益活動団体の自主性や自立性を尊重し、自立的な活動を損なわない範囲で支援する制度を検討していく必要があります。

【具体的推進の方法】

市民公益活動を促進する観点から、活動資金に対する助成制度は必要不可欠であると認識しており、既に助成制度を導入し実施している他市の例を参考に研究検討します。

なお、助成対象は市民公益活動を行っている幅広い団体を対象とする助成制度を検討します。

また、活動資金に対する助成は、常に透明性が求められることから、助成事業の採択や事業実施後の報告会が市民に公開されるような仕組みを検討します。

(平成21年度から平成23年度までに実施)

活動資金の助成制度の原資については、単に市の財源を充てるのではなく、個人、一般企業などから広く寄付金を募り基金を創設するなど、その財源について調査研究していきます。

また、市民自ら市民公益活動を支える仕組みを、他市の例を参考に調査研究していきます。

(平成21年度から平成23年度までに実施)

助成金制度を導入するにあたっては、公募の市民等からなる検討委員会等を設けて検討します。

(平成21年度から平成23年度までに実施)

活動資金の助成以外に、市民公益活動を側面的に支援する方法として、本市の特性を生かした助成制度を検討します。

(平成21年度から平成23年度までに実施)

年度 事業内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
助成制度の導入	・助成制度の調査研究	・助成制度の調査検討	・助成制度の実施
助成制度の原資に関する調査研究	・助成制度の原資に関する調査研究	・助成制度の原資に関する調査研究	・助成制度の原資に関する調査研究
検討委員会等の設置	・検討委員会等の設置、検討	・検討委員会等で検討	・検討委員会等で検討
側面的支援の検討	・関係各課と調整	・関係各課と調整	・関係各課と調整

平成21年2月策定

行田市市民生活部生活課

〒361-8601 行田市本丸2番5号

電話：048-556-1111(代)

FAX：048-556-3083

E-mail：seikatsu@city.gyoda.lg.jp